

令和7年3月25日招集

令和7年 第3回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和 7 年第 3 回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和 7 年第 3 回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和 7 年 3 月 25 日（火） 午前 10 時 00 分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19 名）

1 番	清 野 周 治	2 番	元 木 太 志	3 番	大 江 弘 哉
4 番	留 場 美 佐	5 番	仲 野 孝 藏	6 番	山 科 幸 子
7 番	永 瀬 清 一	8 番	石 山 一 穂	9 番	栗 原 洋 幸
10 番	芦 野 繁 美	11 番	阿 部 昇	12 番	寒 河 江 一 浩
13 番	大 江 正 好	14 番	加 藤 友 英	15 番	中 谷 裕
16 番	高 橋 浩 一	17 番	東 海 林 光 輝	18 番	門 脇 功
19 番	菅 原 繁 治				

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第 4 号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第 5 報第 5 号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 6 議第 14 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 7 議第 15 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 第 8 議第 16 号 農用地利用集積計画について
- 第 9 議第 17 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について
- 第 10 議第 18 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について
- 第 11 農地あっせん委員会の報告
- 第 12 農地転用委員会の報告
- 第 13 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	深 瀬 忠	農政主査兼農政係長	高 橋 範 一
農地係長	後 藤 美智子	主任	杉 浦 ひとみ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和7年第3回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員はおりません。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

13番 大江正好委員、14番 加藤友英委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第2回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第4号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第10、議第18号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画についてまでの、2報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。深瀬事務局長、お願いします。

【深瀬事務局長】

令和7年第3回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件です。

報第4号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、

本会に報告するものであります。2 頁をお開き下さい。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号 1 番 申請者住所氏名：東根市大林二丁目●●●●●●●● ●●●●●●。転用しようとする土地の表示、土地の所在：大林二丁目●●●●●●。地目：畑 面積：62 m²の内 4.23 m²。土地の所有者：●●●●●●、転用の理由：農機具小屋、所要面積：農機具小屋 4.23 m²。3 頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、26 件であります。

報第 5 号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第 1 項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。4 頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 42 番 土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：4,420 m²他 1 筆。賃貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●●● ●●●●●●。

賃借人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●●● ●●●●●●。解約後の利用 第三者に賃貸借であります。

以下、受付番号 43 番から 8 頁の受付番号 67 番までの 25 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、7 件です。

議第 14 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。10 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 25 番 土地の所在：大林二丁目●●●●●●。地目、登記簿：宅地、現況：畑、地積：123.76 m²他 3 筆・譲渡人住所氏名：東根市大林二丁目●●●●●●●● ●●●●●●。事由：相手方の要望 経営面積：5 a。譲受人住所氏名：東根市大林二丁目●●●●●●●● ●●●●●●。事由：新規就農 経営面積：0 a であります。

以下、受付番号 26 番から 12 頁の受付番号 29 番までの 4 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。13 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号 30 番 土地の所在：本丸東●●●●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：492 m²。貸人住所氏名：東根市本丸東●●●●●● ●●●●●●。事由：労力不足、経営面積：117 a。借人住所氏名：東根市本丸東●●●●●● ●●●●●●。事由：経営規模拡大経営面積：689 a であります。

農地法第 3 条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。14 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定です。

受付番号 31 番 土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：4,402 m²他 14 筆。貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●●● ●●●●●●。

事由：その他（経営移譲）、経営面積：209 a。借人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●●● ●●●●●●。事由：その他（経営移譲）、経営面積：209 a であります。

農地法第 3 条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。15 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、2 件です。

議第 15 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 5 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。16 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係

受付番号 7 番 土地の所在：中央東一丁目●●●●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：626 m²。譲渡人住所氏名：東根市本丸南一丁目●●●●●● ●●●●●● 職業：無職。譲受人住所氏名：山形市小白川町一丁目●●●●●●●● ●●●●●● 職業：会社員。転用後の主要目的：貸家、駐車場、通路他、所要面積計 626 m²。備考として、所有権移転であります。

以下、受付番号 8 番の 1 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。17 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、農地法第 5 条の申請箇所を示す位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。18 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、82 計画です。

議第 16 号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づく、別紙

土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。

19 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 30 番 土地の所在：大字泉郷元沢渡字上ノ台●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,126 m²他 2 筆。売人住所氏名：東根市大字泉郷乙●●●●● ●●●●●。買人住所氏名：東根市大字泉郷乙●●●●● ●●●●● 利用目的：水田として利用、移転時期：令和 7 年 3 月 25 日。対価、総額：400,000 円、支払い方法：現金、引き渡し時期：令和 7 年 4 月 30 日。買人の耕作面積は 242 a であります。

以下、受付番号 31 番から 20 頁の受付番号 42 番までの 12 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。21 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 79 番 土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,586 m²他 1 筆。貸人住所氏名：東根市本丸南一丁目●●●●● ●●●●●。借人住所氏名：東根市大字蟹沢 2231 番地 4、株式会社 H I G U M A ファーム 代表取締役 熊沢儀行。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用、始期：令和 7 年 3 月 25 日、終期：令和 10 年 3 月 24 日、賃借料：0 円、3 年目より 10 a あたり 9,878 円 3 年新規、借人の耕作面積は 2,033 a であります。

以下、受付番号 80 番から 29 頁の受付番号 147 番までの 68 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。30 頁をお開き下さい。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案件は 22 計画であります。

議第 17 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。

31 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定機構

受付番号 1 番 土地の所在：大字羽入字河原田●●●●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,876 m²。貸人住所氏名：東根市大字羽入●●●●●●● ●●●●●。借人住所氏名：東根市大字野田●●●●● ●●●●●。種類：賃貸借権設定機構、始期：令和 7 年 4 月 1 日、終期：令和 17 年 3 月 31 日。賃借料：10 a あたり 10,000 円であります。

以下、受付番号 2 番から 34 頁の受付番号 22 番までの 21 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定機構）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。35 頁をお開き下さい。

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案件は 30 計画であります。

議第 18 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、別紙土地に係る農用地利用集積等促進計画について、本会の意見を求めるものであります。36 頁をお開き下さい。

農用地利用集積等促進計画関係、賃貸借権設定機構

受付番号 1 番 借人住所氏名：東根市大字長瀬 1399 番地 株式会社ファーム片桐 代表取締役 片桐忠一。貸人住所氏名：東根市大字東根甲●●●●●●●● ●●●●●。土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●●●●●。地目、現況：田、地積：679 m²。種類：賃貸借権設定、始期：令和 7 年 6 月 1 日、終期：令和 17 年 11 月 30 日。賃借料：10 a あたり 10,000 円であります。

以下、受付番号 2 番から 40 頁の受付番号 25 番までの 24 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。41 頁をお開き下さい。

農用地利用集積等促進計画関係、賃貸借権移転機構

受付番号 26 番 新借人住所氏名：東根市大字蟹沢 83 番地 株式会社耕成 代表取締役 石山一穂。旧借人住所氏名：東根市大字野田●●●●● ●●●●●、貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●●●●● ●●●●●●●●。土地の所在：大字郡山字トヤサキ●●●●●●●●。地目、現況：田、地積：2,809 m²。種類：賃貸借権移転、始期：令和 7 年 6 月 1 日、終期：令和 16 年 2 月 28 日。賃借料：10 a あたり 10,000 円であります。

以下、受付番号 27 番及び 28 番の 2 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（賃貸借権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。42 頁をお開き下さい。

農用地利用集積等促進計画関係、使用貸借権設定機構

受付番号 29 番 借人住所氏名：東根市大字長瀬 1399 番地 株式会社ファーム片桐 代表取締役 片桐忠一。貸人住所氏名：東根市大字東根甲●●●●●●●● ●●●●●。土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●●●●●。地目、現況：田、地積：205 m²。種類：使用貸

借権設定、始期：令和 7 年 6 月 1 日、終期：令和 17 年 11 月 30 日。賃借料：無償であります。

以下、受付番号 30 番の 1 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 2 件と、議案 5 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 11、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
9 番、栗原洋幸農地あっせん委員会委員長。

【9 番栗原洋幸農地あっせん委員会委員長】

はい、9 番栗原です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 3 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 5 件、賃貸借権設定の許可申請 1 件、使用貸借権設定の許可申請 1 件、合計 7 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 3 月 14 日実施の事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが

受付番号 25 番の申請事由は、新規就農となります。

受付番号 26 番の申請事由は、解散法人より譲り受けとなります。

受付番号 27 番の申請事由は、同一世帯内での部分受贈となります。

受付番号 28 番及び 29 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、

受付番号 30 番の申請事由は経営規模拡大となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、

受付番号 31 番の申請事由は経営移譲であります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農として、●●●●氏への聴取も行われ、協議の結果、この度の農地法第 3 条申請については許可する事と致しました。

いずれの案件につきまして、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技

術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて
みたしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいた
します。

【議長】

次に、日程第 12、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

11 番、阿部昇農地転用委員会委員長。

【11 番阿部昇農地転用委員会委員長】

はい、11 番阿部です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 3 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたしま
す。

このたび、提案されました議題は、農地法第 5 条による許可申請 2 件についてでありま
す。

転用許可申請関係案件については、去る 3 月 14 日実施の当番委員及び事務局による現地
調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、
受付番号 7 番については、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道区域で、かつ、
申請地から概ね 500m 以内に二つ以上の医療施設がある事から第三種農地となりますが、貸
家を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) a (a)」に該当

受付番号 8 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にある
ため、第三種農地となりますが、短期賃貸マンションを整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付す
ることの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいた
します。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会及び農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

はい、8 番。

【8番石山一穂委員】

8番石山です。提案なんですけれども、前も言ったと思うんですけれども、私の解釈がおかしかったら指摘してほしいのですが、例えば27頁の、131番、132番、133番、135番で、私が今回、借りたり再設定したものなんですけど、賃借料のところ見てもらおうと、例えば133番の●●●●さんのところは、私が支払っているのは1俵と見てもらおうとわかるんですけれども。135番の●●●●●●さんのところを見ると、お金も支払っているんだけれども、10aあたり0.5俵しか払っていないように見えてしまうんですね。でも実際は2反歩弱のものに1俵支払っているわけですし、それは地主さんのほうが1俵しかいないからです。そして、残りの1反歩を現金で1万1千円から2千円で借りているんだけれども、なのでまずこの表示方法は確かに正しいんです。でも、パッと見ると年貢を0.5俵しか払っていないとか、10aあたりというと実際は1俵払っているんだけれども、これの面積の10aに対しては0.5俵の表記になるので、前から私ずっと思っていて、言ったこともあると思うんですけれども。例えば我々が賃借料を聞かれたときに、「あの辺当たりいくらで借りているんですか」とか、この表を見る時があったりすると、勘違いしたりするとまずいなというところがあるんです。10aあたりと書いてあると0.5俵となるじゃないですか、これだと。でも実は納めているのは1俵納めているわけです、10aあたりで換算すると。その解釈が私間違っているのかどうか、皆さんどうでしょうか。うまい伝え方がないのかなあと思うのですが。

【議長】

後藤農地係長。

【後藤農地係長】

確認なんですけど、今回、約2反歩と考えたときに、1俵と金額で1万なにがしでよろしいですよ。

【議長】

8番石山一穂委員。

【8番石山一穂委員】

はい、そうです。

【議長】

後藤農地係長。

【後藤農地係長】

確かに、皆さん統一して10aあたりの表記になっているので、10a換算すると、0.5俵と5,600円併せて支払いという点では表記としては間違いではないけれども勘違いしやすいというご指摘ですね。

【議長】

8 番石山一穂委員。

【8 番石山一穂委員】

はい、そうです。借りた面積から考えれば確かにこの表記は正しいんです。でも 10 a あたりで考えたら、今、米の値段が高くなっているのにこの表記を見ると、ずいぶん安く借りているように見えるので。実際は人より多く支払っているのですが。

【議長】

深瀬事務局長。

【深瀬事務局長】

今のお話、実際石山委員の場合は、0.5 俵とプラスお金 5,600 円、両方払っているという意味合いなんですけれども、表記がそれではまずいということでしょうか。

【議長】

8 番石山一穂委員。

【8 番石山一穂委員】

わかりやすく言うと勘違いしないようにだけしてほしいということです。

【議長】

5 番中野孝藏委員。

【5 番中野孝藏委員】

勘違いしないようにするというと「プラス」と書いてあるとわかりやすいのではないですか。

【議長】

18 番門脇功委員。

【18 番門脇功委員】

10 a あたりとしているから勘違いされるのであって、金額だけ書いてその下にかっこ書きで例えば、10 a あたり 1 万円相当とかの表記にすればよいのではないですか。

【議長】

8 番石山一穂委員。

【8 番石山一穂委員】

そういう表記にしてもらえればいいのかもかもしれません。

【議長】

後藤農地係長。

【後藤農地係長】

既存の農地システムもそうなんです、国の農業委員会サポートシステムも様々な調査

物も、すべて 10 a あたりで表記なっていたり照会が来るものですから、議案書のほうもその形式に沿った形で表記しているということです。

議案書にはプラス表記も可能です。

【議長】

8 番石山一穂委員。

【8 番石山一穂委員】

これから中間管理機構に移行するので、物納は 3 条申請だけになるので、このような表記は減ってくると思うのですが、わかりやすいようにしてほしいと思います。

【議長】

5 番中野孝藏委員。

【5 番中野孝藏委員】

これはダメだというのがないのなら、事務局のほうで分かりやすい表記にしていいいのではないですか。

【議長】

これから訂正するところは訂正するということでご理解願います。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 13、地区委員会の開会及び報告についてでありますがお諮りいたします。

ただいまから、15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 16 号農用地利用集積計画について、8 番石山一穂委員、14 番加藤友英委員及び 17 番東海林光輝委員が、また、議第 18 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、8 番石山一穂委員が農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは 15 分をめぐに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。ここで、先ほど石山委員からご質問ありました件について、後藤係長より説明をお願いいたします。

【後藤農地係長】

先ほど石山委員からご質問あり、仲野委員からもご意見ありました利用集積計画の併記の部分ですけれども、農用地利用集積計画は地域計画の策定とともに終了するということと、物納については中間管理機構の貸し借りが使えないということから３条に移行することになってきますので今後こういった課題については出てこないのかなということでご理解をいただきたいと思います。農地法３条の場合だと賃料の表記がされないということでその点もご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【議長】

石山委員、仲野委員よろしいですか。

【両委員】

はい。

【議長】

これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【18 番 門脇功委員】

18 番門脇です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 14 号については、新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 15 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 16 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 18 号については、地域の中心となる担い手などに貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【17 番 東海林光輝委員】

17 番東海林です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 14 号については、解散法人からの譲受によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 16 号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【12 番 寒河江一浩委員】

12 番寒河江です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 14 号については、部分贈与や経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 16 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 17 号及び議第 18 号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第 4 号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第 5 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、初めに、議第 14 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、以上、2 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 14 号及び議第 15 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会及び地区委員会の審議のとおり、許可すること及び許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第 14 号及び議第 15 号については、許可すること及び許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第 16 号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、8 番石山一穂委員、14 番加藤友英委員及び 17 番東海林光輝委員に申し上げます。あなた方は、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間退席願います。
お諮りいたします。

議第 16 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 16 号については、決定することに決しました。

8 番石山一穂委員、14 番加藤友英委員及び 17 番東海林光輝委員の復席を求めます。

8 番石山一穂委員、14 番加藤友英委員及び 17 番東海林光輝委員に申し上げます。

ただいま、議第 16 号については決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 17 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第 17 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第 17 号については、決定することに決しました。

次に、議第 18 号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、採決いたしますが、その前に、8 番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第 18 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第 18 号については、決定することに決しました。

8 番石山一穂委員の復席を求めます。

8 番石山一穂委員に申し上げます。

ただいま、議第 18 号については決定することに決しましたので報告いたします。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 7 年第 3 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 57 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員